

御殿場市DX推進ビジョン策定支援業務委託 仕様書

1 業務の目的

本市では、少子高齢化に伴う人口減少やデジタル技術の進展など大きな変化の中、我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向け、国の自治体DX推進計画に掲げられた取組みを重点的に進めている。

その中で、今般、今後10年を見据えた新たなまちづくりの指針として第五次総合計画を策定し、不透明な社会・経済情勢や多様化する市民のライフスタイル、価値観の変化など、新たな行政需要に対応した質の高い行政サービスの提供による市民のウェルビーイング向上を目指すこととしている。

それに向け、本業務では、限られた人員の中で職員がDXにより目指すべき組織理念や方向性を示す『DX推進ビジョン』を策定することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託料の上限

6,160千円（消費税及び地方消費税相当を含む）

4 業務内容

本市のDX推進に関する現状及び課題を整理し、組織理念や方向性、取り組むべきテーマについて取りまとめる。

受託者は、これらに対して専門的な視点から分析や提案等を行い、令和8年8月までにビジョンの骨子案を、令和8年9月までにビジョンの中間案を作成すること。

その後、各業務における詳細な分析結果や得られた成果に加え、庁内の意見等を反映したビジョンの最終案を令和9年3月5日（金）までに作成すること。

(1) 本市のDX推進に関する現状調査・分析および把握

- ① 職員へのアンケート、各所属の取組状況の確認やヒアリング等の実施による庁内の意見及びニーズの収集、把握を行うこと。
- ② 10所属程度の業務を選定し、BPR手法等を活用した現状分析・課題等の抽出・整理を行うこと。
- ③ 調査・整理したデータについては、適宜、御殿場市の指定する電子データ形式により提供すること。

(2) D X 推進に向けた庁内の理解促進と意識醸成

(1)の成果をもとに、職員への研修等を通じて、自律的な業務改善や庁内D X 機運の醸成を図ること。

(3) 「D X 推進ビジョン（最終案）」の作成

- ① 国の自治体D X 推進計画、その他国や県の方針等との整合を図ること。
- ② ビジョンの方向性や取組テーマ、施策にかかる提案を行うとともに、D X 推進のための支援・助言を行うこと。
- ③ 策定するビジョンの期間は、令和 9 年度から令和 12 年度までの 4 か年とすること。
- ④ ビジョン策定に係る協議の場への出席、資料作成、運営支援を行うこと。（3 回程度の会議を想定。本市との協議の上、WEB 形式での出席も可とする。）
- ⑤ 定期的な打合せ、意見交換、調整及び当該議事録等の作成を行うこと。（オンライン会議も可とする。）
- ⑥ 最終案策定までの過程におけるデータについては、適宜、御殿場市の指定する電子データ形式により提供すること。

5 成果物

(1) 成果物は、D X 推進ビジョン（素案）とその概要版とし、電子データ（PowerPoint 形式）を物理媒体（CD-R 等）により 1 部納品すること。

(2) 納品場所

御殿場市企画戦略部デジタル戦略課

6 留意事項

(1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。

(2) 受託者は、市から提供された資料等を、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了までに市に返還しなければならない。

(3) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない

(4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。また、受託者がライセンス料等の発生するアプリケーション利用を希望する場合、その費用は本市分も含めて受託者が負担すること。

(5) 受託者は、本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項（受託者が市から受

領または閲覧した資料等を含む。)は、市の下承を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならず、この業務終了後も同様とする。

- (6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (7) この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本市と受託者と協議し追加できるものとする。